

NPO法人 人権ネットいづか啓発事業 講演会

高齢になっても 自分らしく

「老いを生きる」



講師 村瀬 孝生 さん

宅老所「よりあい」代表

と き 2月15日(土) 13時半～15時15分
(12時半受付開始)

と ころ イヅカコスモスコモン 中ホール

入場無料 託児(要申し込み)・手話通訳あり

託児の予約は2月10日までに下記問合せ先まで!

講師 村瀬孝生(むらせ たかお)さんは飯塚市出身。社会福祉施設「よりあい」代表。日々高齢者と向き合い、介護に関わる経験から、誰もがむかえる「老いや介護」のこと「今を大切に生きる」ことを話していただきます。

問合せ先 電話・FAX：0948-24-7582 (人権ネットいづか)

主催：NPO法人 人権ネットいづか・飯塚市

償却資産の申告はお済みですか？

償却資産を申告していただく方は、個人や法人で事業を営んでいる方(農業のほか、駐車場やアパートなどの賃貸も含む)で、1月1日現在に市内に償却資産を所有している方です。

償却資産の申告書は12月上旬ごろに郵送していますが、申告書が送付されていない場合でも、償却資産を所有している人は、資産の多少・増減の有無に関わらず、申告が必要ですのでご注意ください。

※償却資産の所有者は、1月1日現在の所有する資産状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。(地方税法383条)

提出期限は過ぎていますが、**随時**申告は受け付けます。



【償却資産とは】

会社・個人で、工場や商店などを経営されている人・農業を営まれている人がその事業のために所有している構造物・機械装置・車両運搬具(自動車税・軽自動車税の対象を除く)・器具備品等の事業用資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

一般的には、法人税法又は所得税法の規定による、減価償却の対象となる資産をいいます。

【問合せ】 税務課 固定資産税係 (☎0948-22-5510)